

官報

号外 平成三年五月七日

○第百二十回 衆議院會議録 第二十七号

平成三年五月七日(火曜日)

議事日程 第十八号

午後一時開議

第一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

光武顯君の故議員速見魁君に対する追悼演説
中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を
求めるの件

日程第一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を
改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する
法律案(大蔵委員長提出)

消費税法の一部を改正する法律案(小淵惠三君
外二十六名提出)

国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員
長提出)

午後一時三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがありま
す。

議員速見魁君は、去る三月八日逝去されまし
た。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る四月一
十八日贈呈いたしました。これを朗読いたしま
す。

〔総員起立〕

衆議院は、議員從五位勲四等速見魁君の長逝を
哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員速見魁君に対する追悼演説

○議長(櫻内義雄君) この際、弔意を表するた
め、光武顯君から発言を求められております。こ
れを許します。光武顯君。

〔光武顯君登壇〕

○光武顯君 たいま議長から御報告のありまし
たとおり、本院議員速見魁君は、去る三月八日、
入院先の東京国立がんセンターにおいて逝去され
ました。

私は、昨年十月、君が体調を崩し、入院された
と聞き、一日も早い御回復を祈っておりましたが、
昨年十二月の今国会冒頭には元氣なお姿を見せら
れて、安心していたのであります。しかるに、本
年二月再び入院、御家族の手厚い看護のいかにもな
く、ついに御本復を見るに至らず、思いがけない
急逝の悲報に接しましたことは、まことに痛恨き
わまりないものがあります。

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同
を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存
じます。(拍手)

速見君は、昭和三年八月、長崎県佐保市三川
内、旧名、折尾濱村で農業を営む父榮太郎さん、
母ツキさんの八人兄弟の四男としてお生まれにな
りました。

御両親の慈愛あふれる薫陶を受けて育たれた君
は、昭和十八年三月、三川内小学校を卒業、翌昭和
十九年七月には佐保市立中学校より甲種飛行
予科練防府通信校に入隊、その後一年余りで終戦
となり、復員後同中学校に復学し、昭和二十一年
三月、優秀な成績で卒業されました。

農家に生まれ、農業のとうとさを知った君は、
この多感な時期に我が国農業の振興のため若い情
熱を注ぎ、農村青年政治連盟を結成するなどし
て、早くも政治家としての頭角をあらわしておら
れたのであります。

しかし、激動する混乱期にあって、一家の生計
を助けなければならなかった君は、昭和二十三年
十月、佐保保海運運輸株式会社入社、日夜厳しい
労働に従事されたのであります。後年、この体
験こそが、働く者の立場を貫き通した君の人間形
成の基盤となつたのでありましょう。

港湾労働者となり戦後社会の混迷を目的の当たり
にし、働く者の苦しみを身をもって体験されてき
た君は、労働者の生活を守るため、組合活動に身
を投じる決意をされたのであります。卓越した識
見と指導力を遺憾なく發揮したこの若き指導者
は、次第に組合員の信望を一身に集め、かくし
て、昭和二十七年六月、全日本港湾労働組合長崎
支部書記長に、昭和三十一年六月には同支部委員
長に推挙されたのであります。支部委員長として
いち早く復興の時代から成長の時代へと推移する
ことを察知されていた君は、組合員の生活向上と
組合組織の強化に寝食を忘れて尽力されました。
そして、組合専従として労働運動に一路邁進さ
れ、同労組九州地方本部書記長、副委員長の要職
につかれ、県下はもとより九州全域の労働運動に
多大なる貢献をされたのであります。

また、この間、昭和四十年七月には日本社会党
長崎県本部よりヘルシンキ世界平和大会に日本代
表として出席するなど、数回にわたり世界各国を
研修歴訪され世界の労働運動を見聞し、今日の労
使関係の確立に寄与されたことは、高く評価され
るところであります。こうした豊富な経験をもと
に、昭和四十五年二月、長崎県議會議員補欠選挙
に推されて日本社会党公認で立候補し、初陣にし
て当選を果たされました。

君と私との出会いは、実にこのときに始まった
のであります。その補欠選挙で敗れ去つた対立候
補こそ、ほかならぬこの私でありました。自來、
君と県議會議員選挙を戦うこと四たび、県議會議に席を
同じくすること十五年に及んだのであります。君
は七期二十年にわたる長い県政の活躍の中で、い
わゆる基地問題や農業あるいは公害などについて

追及し続け、壇上での質問は舌鋒鋭く、聞く人を強く引きつけて離しませんでした。

特に政策の面で君と私とが華々しく論争を展開したのは、あの原子力船「むつ」が佐世保市に入港することになった昭和五十三年十月から出港するまでの実に三年二カ月の間のことであります。

反対派のリーダーであった君と誘致派の先頭に立った私との間で、時には本会議場で、時には委員会でも激しくやり合ったことは懐かしく記憶にのみがえってまいります。

私は、特に今回、当時の論戦のすべての記録を取り寄せて、丹念に読み返してみたのであります。

が、原子力に全くの素人であった君が、短時間のうちに万端にわたって問題点を把握し、驚嘆すべき信念に燃えてあらゆる角度から問題点を追及していることを改めて知ったのであります。その執念は鬼気迫るほどの迫力があり、読み返してしばらく深い感動に襲われました。(拍手)

「政治家たるもの、かくあらねばならぬ」、速見君、死してなお君はかつてのライバル私にそう教えてくれたのであります。

君は、その間一度参議院選挙に苦杯をなめ、私もまた、衆議院選挙に一敗地にまみれました。そして、平成二年二月、第三十九回衆議院議員総選挙において、前社会党委員長長石橋政嗣先生の後継者として指名されるや、日本社会党公認候補として勇躍立候補し、選挙民の力強い支持を集めて、見事トップ当選の栄冠を獲得されたのであります。(拍手)同じとき、私もまた君の後塵を拝したものの、当選を果たすことができませんでした。

明るく朝早く、テレビに新人として招かれた君と私は、問われるまま、これからの抱負などを

語ったことも昨日のごとく覚えていません。長いライバルとはいえ、君と私の間には陰湿な戦いが一度もなかっただけに、放送後、握手した二人に通ういたわりの感情もまた忘れぬものであります。

本院に議席を得られてからの君は、県議当選七期の豊富な経験と知識に基づき、常に働く者の立場に立ち、運輸、予算、災害対策等の委員として、一貫した信念を持って真摯かつ熱心に審議に当たられ、一方、党においては、港湾対策特別委員会事務局長として党の発展に尽くされたのであります。

君は、本院議員としてわずか一年余でありましたが、行政、政策に通じた詳細な質疑を行い、国政に精励し、よくその重責を果たされた功績は、まことに大なるものがあります。(拍手)

一方、君は、多忙な中でありながら、たまに落ちつく家庭にあっては、こよなく家族を愛し、その中でもお孫さんへの溺愛ぶりには、労働運動の鬼速見魁の姿はみじんも見られなかったと知る人は言います。

去る四月二十日、私がお参りに訪れた際にも、君の遺影を前にしてお線香を上げながら「とんとんと座って手を合わせている、六人のお孫さんの中でただ一人の女の子はさちゃんをみました。『毎日何回も思い出してはそのことを繰り返しているんですよ』、そう君の奥様はおっしゃいました。絶えることのない線香の静かな煙の中に、深い愛情で結ばれた君と御家族の強いきずなを感じたものであります。

君は、日ごろから剣道で鍛えた頑健な体を誇りとして政治活動を続けてこられました。昨年十

月末に連日の激務で突然病床に伏されました。しかし、幸いにして一時良好な経過を保たれるや、君は、周囲の気遣いもよそに、再び多忙な政務に大いなる情熱を燃やし続けておられたのであります。私は、同じ政治に携わる者として、その厳しさを改めて痛感せずにはおられません。

よわい六十二歳、君は幾多の試練を経て、いよいよ政治家として今後の大成を期待されながら志半ばにして忽然と去っていかれたことは、まことに痛恨やる方ないものを感じるのであります。

私は、ここに改めて、御結婚以来、長年にわたる厳しい労働運動、政治活動をいつも内にあって支えてこられた奥様を初め御遺族の方々、御胸中を察するとき、まことに痛恨哀惜の念ひとしお深いものを感じるのであります。

今や我が国は、内外にわたる大きな転換期を迎え、今まさに激動する状況の中にあります。ときに、君のようなすぐれた識見と実行力のある有為の政治家を失いましたことは、ひとり日本社会党のみならず、本院にとりましても、また国家にとりましても、まことに大きな損失と申さなければなりません。(拍手)

はるか五島の島々に沈む夕日を見おろす高後崎、そこは佐世保港の入り口です。そこを歩き交う出船入り船、その船の中には原子力潜水艦シードラゴン、原子力空母エンタープライズ、カール・ピンソン、そして原子力船「むつ」の姿もありました。その一隻一隻に君の思い出は尽きなかつたに違いありません。

速見魁君、その思い出深い佐世保港に抱かれて、今はただ心安らかに眠りください。君の御遺志は、君を敬愛する多くの人々の心に深く刻まれ、

力強く受け継がれていくことでありましょう。

ここに、謹んで速見魁君の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めの件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。内閣から、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長長亀井善之君。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

「本号末尾に掲載」

〔亀井善之君登壇〕

○亀井善之君 たいだいま議題となりました船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案につ

きまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に伴う最新の技術を利用した世界的な無線通信制度の実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図ろうとするものであります。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。本案は委員会長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

大蔵委員長提出、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略し、小淵三君外二十六名提出、消費税法の一部を改正する法律案とともに、両案を一括議題とし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出) 消費税法の一部を改正する法律案(小淵三君外二十六名提出)

○議長(櫻内義雄君) 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、消費税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。大蔵委員長平沼起夫君。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 消費税法の一部を改正する法律案及び同報告書

つきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

御承知のように、いわゆるノンバンクは、国民生活や産業社会の多方面において広く金融サービスを提供しており、その融資業務は、量的拡大、質的充実とともに、我が国の金融システムの中でますます重要な地位を占めるようになってきております。しかしながら、ノンバンクの実態把握や指導監督は十分に行われておらず、最近における地価高騰問題において金融面からの対策が求められている中で、ノンバンクに対して直接的な指導監督を行うことが必要であるとされております。

このような状況を踏まえ、この法律案は、本日大蔵委員会において、全会一致をもってこれを委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

以下、本法律案の概要を申し述べます。 第一に、貸金業の規制等に関する法律の目的として、現行の資金需要者等の利益の保護を図ることのほか、国民経済の適切な運営に資することを追加することとしております。

第二に、貸金業者は、事業年度末日の貸付残高が政令で定める額を超えるときは、貸金業に係る事業報告書を作成し、二カ月以内に大蔵大臣または都道府県知事に提出しなければならないこととしております。

第三に、報告徴収及び立入検査の規定を明確にし、あわせて罰則規定を整備することとしております。

第四に、国民経済の適切な運営に資するための貸金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、土地に係る貸金業者の貸し付け

の実態把握及び適正化のため必要な最小限度において行われなければならないこととしてしております。

以上が本法律案の趣旨及び概要であります。 何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、消費税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

消費税の問題につきましては、昨年六月に設置されました税制問題等に関する両院合同協議会において、各党派の衆参両院にわたる代表者各位によって、精力的に協議を重ねられてまいりましたが、去る四月二十五日に開催された同協議会において、日本共産党を除く各党派の間で、消費税に関する緊急措置についての合意が得られ、その内容に沿って、直ちに議員立法の手続をとり、速やかに成立を図る旨が合意されたのであります。本法律案は、この協議会の結論に基づくものであります。

なお、提案理由説明におきましては、このように本法律案は、参議院議員である斎藤十朗君、久保亘君、中村鋭一君、井上吉夫君、安恒良一君、峯山昭範君、古川太三郎君、勝木健司君の各位をも含めた、衆参両院にわたる日本共産党を除く各党派の代表者各位の合意に基づいて提案されているものであります。手続上、衆議院所属の議員による法律案提出という形となりました事情について御理解を賜りたい旨が申し述べられております。

以下、本法律案の概要について御説明申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会長報告のとおり可決いたしました。

第一に、老人福祉センター経営事業やホームヘルパーなどの在宅サービスを始めとする第二種社会福祉事業、助産費用、火葬・埋葬料、一定の身体障害者用物品のほか、学校教育に係る入学金、施設設備費等及び教科書並びに住宅家賃を非課税とすることによりしております。

第二に、簡易課税制度について、この制度の適用を受けることができる限度額を五億円から四億円に引き下げるとともに、みなし仕入れ率については、政令事項とすることによりしております。

第三に、限界控除制度について、この制度の適用を受けることができる限度額を現行の六千万円から五千万円に引き下げることによりしております。

第四に、申告・納付回数について、年税額が五百万円を超える場合には、確定申告と中間申告とを合わせて年四回に増加する措置を講ずることによりしております。

なお、この改正は平成三年十月一日から施行することによりしております。

本法律案につきましては、本日、提案者加藤六月君から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決をいたしました結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議ありませんか。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

次に、消費税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨を許します。議院運営委員長 森喜朗君。

国会法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森喜朗君 たいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、国会法第四十一条において各議院の常任委員会の種類が規定されており、今回の改正は、衆議院の社会労働委員会厚生委員会と労働委員会とに分けようとするものであります。

本件につきましては、社会福祉並びに労働関係施策の増加に伴い、かねてからの懸案事項でございましたが、今国会に至り、議院制度に関する協議会、国会法改正等に関する小委員会などを中心に鋭意協議を続け、各党の合意を得て、本日の議院運営委員会において全会一致をもって成案を決定したものであります。

なお、本改正案は、第二百一十回国会の召集日から施行することになっております。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 橋本龍太郎君
- 厚生大臣 下条進一郎君
- 運輸大臣 村岡 兼造君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る四月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

商標法の一部を改正する法律

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

土地改良法等の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る四月二十五日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(通知書受領)

一、去る四月二十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に交付した旨の通知書を受領した。

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めめるの件

一、去る四月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
地方交付税法等の一部を改正する法律
日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律
行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
観光基本法第五條第一項の規定に基づく平成二年度観光の状況に関する年次報告
観光基本法第五條第二項の規定に基づく平成三年度において講じようとする観光政策についての文書

一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書を受領した。
交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく平成二年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書
交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく平成三年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

一、去る四月二十六日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長三重野康君から、日本銀行法第十三條ノ三第十号の規定に基づく平成二年度日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。
一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

第百十九回国会衆議院において採択された諸願の処理経過
(委員推薦通知)
一、去る四月三十日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
(豪雪地帯対策特別委員会) 鹿野 道彦君
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 遠藤 武彦君 前田 正君
中谷 元君 伊東 正義君
長勢 甚遠君 山口 敏夫君
神田 厚君 伊藤 英成君
伊東 正義君 中谷 元君
前田 正君 遠藤 武彦君
山口 敏夫君 長勢 甚遠君
伊藤 英成君 神田 厚君

外務委員
辞任 伊東 正義君 二田 孝治君
山口 敏夫君 柳本 卓治君
二田 孝治君 伊東 正義君
柳本 卓治君 山口 敏夫君

大蔵委員
辞任 狩野 勝君 坂本 剛二君
前田 正君 今津 寛君
今津 寛君 前田 正君
坂本 剛二君 狩野 勝君

運輸委員
辞任 常松 裕志君 石井 智君
石井 智君 常松 裕志君

建設委員
辞任 石井 智君 常松 裕志君
貴志 八郎君 和田 静夫君
常松 裕志君 石井 智君
和田 静夫君 貴志 八郎君

予算委員
辞任 和田 静夫君 貴志 八郎君
貴志 八郎君 和田 静夫君
伊藤 英成君 神田 厚君
神田 厚君 伊藤 英成君

法務委員
辞任 大内 啓伍君 中野 寛成君
大内 啓伍君 中野 寛成君
中野 寛成君 大内 啓伍君

予算委員
辞任 中野 寛成君 大内 啓伍君
大内 啓伍君 中野 寛成君

一、去る四月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出)
一、去る一日、議員から提出した議案は次のとおりである。
消費税法の一部を改正する法律案(小淵恵三君外二十六名提出)
(議案受領)

一、去る四月二十六日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
育児休業等に関する法律案
(議案付託)
一、去る四月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)
平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)
平成元年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)
平成元年度特別会計予算総則第十二條に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)
平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)

平成三年五月七日 衆議院会議録第二十七号 朗読を省略した議長報告

平成三年五月七日 衆議院會議録第二十七号 朗読を省略した議長の報告 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成元年度一般会計歳入歳出決算
平成元年度特別会計歳入歳出決算
平成元年度国税収納金整理資金受払計算書
平成元年度政府関係機関決算書

決算委員会 付託

一、去る四月二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
育児休業等に関する法律案(内閣提出第八五号)

社会労働委員会 付託

一、去る四月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

沖繩県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外七名提出、衆法第一四号)

内閣委員会 付託

育児休業等に関する法律案(内閣提出第八五号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出、衆法第一五号)

内閣委員会 付託

消費税法の一部を改正する法律案(小淵恵三君外二十六名提出、衆法第一六号)

大蔵委員会 付託

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(内閣提出第九三号)

以上二件 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めめるの件

一、去る四月二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
沖繩県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外七名提出)

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出)

消費税法の一部を改正する法律案(小淵恵三君外二十六名提出)(議案通知)

一、去る四月二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
商標法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
土地改良法等の一部を改正する法律案(議案通知書受領)

一、去る四月二十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めめるの件
一、去る四月二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案(質問書提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
動物保護に関する質問主意書(大野由利子君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
西表群発地震並びに沖繩周辺の地震対策に関する質問主意書(玉城栄一君提出)(答弁通知書受領)

一、去る四月二十六日、内閣から、衆議院議員長谷百合子君提出MMRWクソに関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成三年五月十八日までを答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成三年四月十二日

参議院議長 土屋 義彦
衆議院議長 櫻内 義雄殿

船舶安全法の一部改正
第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

第四条 船舶ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ航行スル水域ニ応ジ電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)ニ依ル無線電信又ハ無線電話ニシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ陸上ト間ニ於テ相互ニ行フ無線通信ニ使用シ得ルモノ(以下無線電信等ト称ス)ヲ施設スルコトヲ要ス

但シ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ主務大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ第二条第二項ニ掲グル船舶其ノ他無線電信等ノ施設ヲ要セザルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

第五条第一項中同条第一項各号」を「同項各号」に、「第四条ノ」を「前条第一項ノ規定ノ適用アル」に、「無線電信又ハ無線電話」を「無線電信等」に改め、同項第三号中「無線電信若ハ無線電話」を「無線電信等」に改める。

第八條第一項中「旅客船」の下に「(十二)人ヲ超
ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ」を
加ふる。

第十七條中「三十万円」を「五十万円」に改め
る。

第十八條第一項中「三十万円」を「五十万円」に
改め、同項第六号中「無線電信又ハ無線電話を
「無線電信等」に改め、同項第九号中「無線電信
若ハ無線電話」を「無線電信等」に改める。

第十九條中「二十万円」を「五十万円」に改め
る。

第十九條ノ二中「十万円」を「三十万円」に改め
る。

第二十條中「二十万円」を「五十万円」に改め
る。

第二十一條から第二十二條までの規定中「五
万円」を「二十万円」に改める。

第二十四條第一項中「三十万円」を「百万円」に
改める。

第二十四條ノ二第二項及び第二十五條の四十
三中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二十五條の四十四第一項中「三万円」を「十
万円」に改める。

第二十五條の四十五中「三万円」を「二十万円」
に改め、同條第三号中「行なつた」を「行つた」に
改める。

第二十五條の五十四第一項中「二十万円」を
「五十万円」に改め、同條第二項中「五万円」を
「二十万円」に改める。

第二十五條の五十五中「五万円」を「二十万円」
に改める。

第二十八條第三項中「十万円」を「三十万円」に
改める。

改める。

第三十二條の次に次の一條を加ふる。

第三十二條ノ二 第四條第一項ノ規定ハ沿海海
域ヲ航行区域トスル小型船舶又ハ平水区域ヲ
航行区域トスル船舶(旅客船ヲ除ク)、總噸數
二十噸未満ノ漁船其ノ他之ニ類スル船舶ニシ
テ政令ヲ以テ定ムルモノニハ当分ノ内ヲ適
用セス

(船舶職員法の一部改正)
第二條 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百
九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第三号まで」を「第四号まで」
に、「及び海技士(電子通信)」を、「海技士(通信)及び
海技士(電子通信)」に改める。

第五條第一項中第四号を第五号とし、第三号
の次に次の一号を加ふる。

四 海技士(電子通信) 次のイからニまでの
資格の別

イ 一級海技士(電子通信)

ロ 二級海技士(電子通信)

ハ 三級海技士(電子通信)

ニ 四級海技士(電子通信)

第五條第八項に次のただし書を加ふる。

ただし、一級海技士(通信)の資格と海技士
(電子通信)の資格の相互間については、一級
海技士(通信)の資格は、海技士(電子通信)の
資格の上級とする。

第六條第一項第一号ロ中「三級海技士(通信)」
の下に、「四級海技士(電子通信)」を加ふる。

第七條の二第四項及び第八條第二項中「海技
士(通信)」の下に「又は海技士(電子通信)」を加
ふる。

第十三條の二第六項中「又は二級海技士(通
信)」を、「二級海技士(通信)、一級海技士(電子
通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士
(電子通信)」に改め、「三級海技士(通信)」の下
に「又は四級海技士(電子通信)」を加え、同條に
次の二項を加ふる。

7 海技士(通信)の資格について試験を受ける
者が海技士(電子通信)の資格の海技従事者で
ある場合(一級海技士(通信)又は二級海技士
(通信)の資格について試験を受ける者が四級
海技士(電子通信)の資格の海技従事者である
場合を除く。)及び四級海技士(電子通信)の資
格について試験を受ける者が二級海技士(通
信)又は三級海技士(通信)の資格の海技従事
者である場合には、学科試験を免除する。

8 一級海技士(電子通信)の資格について試験
を受ける者が二級海技士(電子通信)又は三級
海技士(電子通信)の資格の海技従事者である
場合及び二級海技士(電子通信)の資格につい
て試験を受ける者が三級海技士(電子通信)の
資格の海技従事者である場合には、学科試験
を免除する。

第十四條第三項中「海技士(通信)」の下に「又
は海技士(電子通信)」を加ふる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成四年二月一日から施行
する。ただし、第二條並びに附則第三條、第四
條、第六條及び第七條の規定は、公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令で
定める日から施行する。

第二條 平成七年一月三十一日以前に建造され、
又は建造に着手された船舶であつて、第一條の
規定による改正前の船舶安全法(以下「旧安全
法」という。)第四條第一項各号に掲げる船舶に
該当するもの(第三項の規定の適用を受ける船
舶を除く。)に係る無線電信又は無線電話につ
いては、平成十一年一月三十一日(同日前に第一
條の規定による改正後の船舶安全法(以下「新
安全法」という。)第四條第一項の規定による無線
電信又は無線電話を施設し、及びこれに係る新
安全法第五條第一項の規定による最初の検査に
合格した船舶については、当該検査に合格した
日。第三項において同じ。)までの間は、新安全
法第四條第一項の規定にかかわらず、旧安全法
第四條第一項又は第二項の規定の例により施設
することができる。

2 前項の規定により旧安全法第四條第一項又は
第二項の規定の例により無線電信又は無線電話
を施設した船舶に関する新安全法第五條第一項
の規定の適用については、同項中「前條第一項
ノ規定ノ適用アル船舶」とあるのは、「船舶安全
法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成
三年法律第 号)附則第二條第一項ノ規定
ノ適用ヲ受クル船舶」とする。

8 平成七年一月三十一日以前に建造され、又は
建造に着手された船舶であつて、旧安全法第四
條第一項各号に掲げる船舶以外の船舶又はこの
法律の施行の際現に同條第三項の規定により無
線電信若しくは無線電話を施設することを要し
ないこととされた船舶若しくはこれに相当する
船舶として運輸省令で定めるものに該当し、

かつ、新安全法第四條第一項の規定の適用を受けることとなるものに係る無線電信又は無線電話については、平成十一年一月三十一日までの間は、新安全法第四條第一項の規定により施設し、及び新安全法第五條第一項の規定による検査を受けることを要しない。

第三條 第二條の規定の施行の際、現に同條の規定による改正前の船舶職員法(以下「旧職員法」という。)による二級海技士(通信)若しくは三級海技士(通信)の資格の海技従事者である者又は現にこれらの資格について旧職員法の規定による海技従事者国家試験に合格している者であつて、同條の規定の施行後において、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣が指定する講習の課程を修了したものが、当該講習の課程を修了した日から一年以内同條の規定による改正後の船舶職員法(以下「新職員法」という。)による一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の資格について新職員法の規定による海技従事者国家試験を受ける場合に、当該海技従事者国家試験を受けようとする時までに、同條の規定の施行の際その者が受けてい

た旧職員法による二級海技士(通信)又は三級海技士(通信)の資格についての免許が失効したとき(新職員法第八條第二項の規定による場合に限り)、若しくはその免許が取り消されたとき、又は当該資格についての旧職員法による海技従事者国家試験の合格が無効とされたときは、この限りでない。

第四條 新職員法による海技士(電子通信)の資格の海技従事者の船舶職員としての乗組みについては、平成四年一月三十一日までは、新職員法第三章及び第二十八條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

第七條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)に次のように加える。

一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の登録

四級海技士(電子通信)の登録

登録件数 一件につき七千五百円

登録件数 一件につき二千円

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、千九百七十四年の海上における人命

の安全のための国際条約の改正に伴う最新の技術を利用した世界的な無線通信制度の実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶の航行する水域に応じて陸上との間で相互に無線通信を行うことができる無線電信または無線電話を施設することを義務付けることとする。
 - 2 従来の通信士資格に加えて、新しい海上通信システムに対応した海技従事者の資格を新設することとする。
 - 3 従来無線設備の施設を義務付けられていなかった船舶に対しても、原則としてその航行する水域に応じて適切な無線設備を施設することを義務付けることとする。
 - 4 この法律は、平成四年二月一日から施行することとする。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
 - 5 その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備することとする。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に伴う新しい海上通信システムの実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図るための措置として妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 平成三年四月二十六日
運輸委員長 亀井 善之
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 〔別紙〕
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
- 一 G M D S S (海上における遭難及び安全のための世界的な制度)の導入は、従来の通信制度を大幅に変更するものであるため、現行制度との併存を図りつつ、通信担当者等によりその円滑な運用等が確認されるよう、十分なる慣熟期間を設けること。
 - 二 G M D S S の導入に当たっては、当分の間、船上保守の可能な通信士が配乗されるよう努めること。
 - 三 国内旅客輸送に従事する船舶の通信体制について、安全重視の観点から所要の措置を講ずること。
 - 四 通信士の職務経験も活かされるよう陸上保守に関する資格制度の整備について検討すること。
 - 五 法制度改正の具体的な実施基準を取り決める省令等の策定に当たっては、関係者の意見に十分配慮すること。
 - 六 プレジャーボートや遊漁船などの海難等を防止するため、小型船舶の無線設備の施設率向上に努めること。
 - 七 日本人船員の確保・育成を図るため、所要の施策の充実強化に努めること。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

平成三年五月七日

提出者 大蔵委員長 平沼 赳夫

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「四」の下に「と」ともに、国民経済の適切な運営に資する」を加える。

第二十四条第二項中「第四十二條第一項」を「第四十二條第一項及び第二項」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(事業報告書の提出) 第四十一條の二 貸金業者は、事業年度の末日において、その貸付け(金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下この条において同じ)に係る残高(当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する貸金業者があるときは、当該密接な関係を有する貸金業者の貸付けに係る残高を加えた額)が政令で定める額を超えるときは、貸金業に係る事業報告書を作成し、その日の翌日から二月以内に、これをその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

第四十二條第一項中「させ、又はその職員に營業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる」を「させることができる」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その職員に營業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

第五十條第四号中「以下この号において同じ。」を削り、「若しくは虚偽の報告をし、第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は虚偽の報告をし」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十一條の二の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を出した者

第五十條に次の一号を加える。

六 第四十二條第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第四十二條第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(運用の指針) 第二条 国民経済の適切な運営に資するためのこの法律による改正後の第四十一條の二及び第四十二條第一項の規定の運用に当たっては、土地に係る貸金業者の貸付けの実態把握及び適正化のため必要な最小限度において行われなければならない。

(罰則に関する経過措置) 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由 最近における貸金業者による融資が我が国の金融政策及び経済社会に与える影響にかんがみ、貸金業の規制等に関する法律の目的に国民経済の適切な運営に資することを加えるとともに、融資規模の大きい貸金業者について定期的な事業報告書の提出を義務付ける等の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費税法の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。 平成三年五月一日 提出者 小淵 恵三 加藤 六月 堀山 静六 大出 俊 伊藤 茂 神崎 武法 神田 厚 山口 鶴男 市川 雄一 二見 伸明

米沢 隆 阿部 昭吾 中島源太郎 中野 寛成 菅 直人 野田 毅 中村 正男 宮地 正介 平沼 赳夫 尾身 幸次 大石 正光 田中 秀征 村井 仁 村上誠一郎 早川 勝 日笠 勝之 中井 治 賛成者 安倍晋太郎外四百二十二名

消費税法の一部を改正する法律 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「五億円」を「四億円」に、「百分の八十(卸売業を主として営む事業者として政令で定める者にあつては、百分の九十)に相当する金額」を「百分の六十に相当する金額(卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額)」に改める。

第四十條第一項中「六千万円」を「五千万円」に、「三千万円のうちに」を「二千万円のうちに」に改め、同条第三項中「六千万円」とあるのは「六千万円を」「五千万円」とあるのは「五千万円を」で除し、これに当該課税期間の月数を乗じて計算した金額」と、「二千万円」とあるのは「二千万円を」に改める。

平成三年五月七日 衆議院会議録第二十七号 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

消費税法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四十二條第一項中「事業者を除く」の下に、第四項及び第六項において同じを「六月」を「三月」に、「三十万円」を「百二十五万円」に、「次項」を「以下この条」に、「同条第一項第四号」を「同項第四号」に、「六を」を「三を」に改め、同条第二項中「六月」を「三月」に、「六を」を「三を」に改め、同条第三項中「六を」を「三を」に改め、同条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。

4 事業者は、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの)の設立の日の属する課税期間を除く。開始の日以後六月を経過した日から二月以内、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百二十五万円以下である場合は、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五條第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは、「第四項の事業者」と、「三月」とあるのは「六月」と、「月数を乗じて」とあるのは「月数(当該月数が三

を超えるときは、三)を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と読み替へるものとする。

6 事業者は、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては九月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの)の設立の日の属する課税期間を除く。開始の日以後九月を経過した日から二月以内、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百二十五万円以下である場合は、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五條第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後九月を経過した日の前日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「三月」とあるのは「九月」と、「月数を乗じて」とあるのは「月数(当該月数が三を超えるときは、三)を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と読み替へるものとする。

8 事業者(第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者、第十九條第一項第三号又は第四号の規定による届出書の

提出をしている事業者及び第一項又は第四項の規定による申告書を提出すべき事業者を除く)は、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの)の設立の日の属する課税期間を除く。開始の日以後六月を経過した日から二月以内、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が三十万円以下である場合は、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五條第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

9 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第八項の事業者」と、「三月」とあるのは「六月」と、「三を」とあるのは「六を」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第八項の事業者」と、「三を」とあるのは「六を」と読み替へるものとする。

第四十三條第一項中「前条第一項の」を「前条第一項、第四項、第六項又は第八項の」に、「当該課税期間開始の日以後六月の期間」を「中間申告対象期間」に、「当該期間」を「当該中間申告対象期間」に改め、「前条第一項各号」の下に、「第四項各号、

第六項各号又は第八項各号」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「期間」を「中間申告対象期間」に改め、「第四十二條第一項」の下に、「第四項、第六項又は第八項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する中間申告対象期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 前条第一項の規定による申告書を提出すべき事業者 当該課税期間開始の日以後三月の期間

二 前条第四項の規定による申告書を提出すべき事業者 当該課税期間開始の日から三月を経過した日以後三月の期間

三 前条第六項の規定による申告書を提出すべき事業者 当該課税期間開始の日から六月を経過した日以後三月の期間

四 前条第八項の規定による申告書を提出すべき事業者 当該課税期間開始の日以後六月の期間

第四十四條中「第四十二條第一項各号」の下に「第四項各号、第六項各号又は第八項各号」を加える。

第四十八條中「第四十二條第一項第一号」の下に「第四項第一号、第六項第一号又は第八項第一号」を加える。

第五十九條第一号及び第六十條第八項中「第四十二條第一項」の下に、「第四項、第六項若しくは第八項」を加える。

第六十五條中「第四十二條第一項」の下に、「第四項、第六項又は第八項」を加える。

附則第一条第一項中「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改め、同条第二項第一号中「昭和六十四年三月一日」を「平成元年三月一日」に改め、同項第二号中「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年四月三十日」を「平成元年四月三十日」に改める。

附則第五条第二項中「同年二月二十八日」を「平成元年二月二十八日」に改め、同条第三項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。

附則第十一条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「第四十二條第一項」の下に、「第四項、第六項又は第八項」を加える。

附則第十三条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。
附則第十六条第二項中「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。

附則第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十八條第三項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改める。

別表第一第七号を次のように改める。
七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)

イ 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四

平成三年五月七日 衆議院会議録第二十七号 消費税法の一部を改正する法律案及び同報告書

十五号)第二条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項(定義)に規定する更生保護を行う事業として行われる資産の譲渡等(社会福祉事業法第二条第二項第三号、第四号若しくは第六号に規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設若しくは授産施設又は同条第三項第三号の三に規定する精神障害者社会復帰施設(精神保健法第十条第一項第二号(精神障害者社会復帰施設の種別)に規定する精神障害者授産施設に限る。)を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)

ロ イに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
別表第一第八号中「又は入学(入園を含む。)のための試験に係る検定料」を、「入学金、施設設備費その他の政令で定める料金」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第七号の次に次の三号を加える。

八 医師、助産婦その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等(第六号及び前号イの規定に該当するものを除く。)

九 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第一項(定義)に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供

十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの(別表第二において「身体障害者用

物品」という。)の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等
別表第一に次の二号を加える。

十二 学校教育法第二十一条第一項(小学校の教科用図書)(同法第四十条(中学校)及び第五十一条(高等学校)において準用する場合並びに同法第七十六条(特殊教育)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する教科用図書(別表第二において「教科用図書」という。)の譲渡

十三 住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。)の貸付け(当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限り)とし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。)

別表第二に次の二号を加える。
六 身体障害者用物品
七 教科用図書
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の消費税法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに施行日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置)
第三条 施行日以後に開始する消費税法第十九条に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)に係る新法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(次条第一項において「基準期間における課税売上高」という。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定(改正前の消費税法(以下「旧法」という。)別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等で政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの)以外の資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法第九条第二項及び第三項の規定により計算する。

(相続があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置)
第四条 施行日以後に消費税法第十条第一項に規定する相続(以下この条において「相続」という。)(同法第十一条第一項若しくは第三項に規定する合併(以下この条において「合併」という。))又は同法第十二条第一項に規定する分割(以下この条において「分割」という。))があった場合における新法第十条第一項に規定する被相続人に係る基準期間における課税売上高、新法第十一条第一項若しくは第三項に規定する被合併法人に係る基準期間における課税売上高又は

新法第十二条第一項に規定する分割親法人に係る基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法第十条第一項、第十一条第一項若しくは第三項又は第十二条第一項の規定を適用する。

2 合併又は分割があつた場合において、施行日以後に開始する課税期間に係る新法第十一条第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までに規定する基準期間に対応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該期間の初日から施行されたものとして、新法第十一条第一項から第五項までの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、相続、合併又は分割があつた場合における新法第十条から第十二条までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)
第五条 事業者が、施行日前に行った消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法別表第一第七号から第十二号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。))に限る。))につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支

払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十二号までの規定は、適用しない。

2 事業者が、施行日前に行った消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を営む事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。))につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなす。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)
第六条 事業者が、施行日前に行った消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号、第十号及び第十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。))につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

2 事業者が、施行日前に行った消費税法第十六

条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を営む事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。))につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなす。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税及び課税仕入れに関する経過措置)
第七条 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行った社会福祉事業等の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。))をいう。以下同じ。))につき、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十三号までの規定は、適用しない。

2 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行った社会福祉事業等の仕入れ(社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けること)をいう。以下同じ。))につき、当該社会福祉事業等の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以

後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入れに係る新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行った授産作業の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を営む事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するもの)をいう。以下同じ。))又は授産作業の仕入れ(授産作業の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は授産作業の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けること)をいう。以下同じ。))につき、当該授産作業の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日又は当該授産作業の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該授産作業の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなし、当該授産作業の仕入れについては、新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等の適用を受ける課税仕入れに該当しないものとする。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)
第八条 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の仕入れにつき、新法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消

費税額を控除するものとする。

費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行った場合について適用する。

3 事業者が、施行日前に保税地域から引き取った外国貨物で新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置)

第九条 社会福祉事業等の資産の譲渡等を行う事業者(新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る業務の用に供するため、施行日前に国内において旧法第二十一条第十六号に規定する調整対象固定資産(以下この条において「調整対象固定資産」という。)の課税仕入れを行い、又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合において、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、新法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。

(納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整等に関する経過措置)

第十条 新法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取った外国貨物のうち新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するもので棚卸資産に該当するものを有している場合には、当該社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資産又は当該外国貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 新法第三十六条第一項の規定は、授産作業の仕入れに係る棚卸資産については、施行日以後に同項の事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行った場合について適用する。

3 前二項の規定は、新法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。

この場合において、前二項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替えるものとする。

とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替えるものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十一条 新法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 施行日前に提出された旧法第三十七条第一項の規定による届出書は、新法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十二条 事業者(新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。)が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行った場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売

掛金その他の債権につき、新法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

2 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行った場合について適用する。

(小規模事業者に係る限界控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、新法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前行った次に掲げる資産の譲渡等又

は仕入れについて準用する。この場合において、附則第七条中「第十八条第一項の個人事業者」とあるのは「第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体」と、「の額を収入した日」とあるのは「を収納すべき会計年度の末日」と、「額を支出した日」とあるのは「支出をすべき会計年度の末日」と、「第三十六条まで」とあるのは「第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

- 一 社会福祉事業等の資産の譲渡等
- 二 社会福祉事業等の仕入れ
- 三 授産作業の資産の譲渡等
- 四 授産作業の仕入れ

2 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に外国貨物(新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ)を保税地域から引き取った場合には、当該外国貨物につき課された又は課されるべき消費税額に係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行った第一項各号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る仕入れに係る消費税額の控除等に関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する附則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、新法第九条第四項の規定による届出書の提出、新法第三十条第三項第二号の承認及び新法第三十七条第一項の規定による届出書の提出に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(公営住宅法の一部改正)

第十九条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項中、「地代」を「及び地代」に改め、「及び公課」を削る。

第十三条 第三項中、「地代に相当する額及び公課」を「及び地代に相当する額」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第二十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 第三項第三号中、「第四十二条第一項」の下に、「第四項、第六項又は第八項」を加える。

(老人福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

理由

先般の税制改革の一環として創設された消費税について、その実施状況等を踏まえ、助産に係る資産の譲渡等、住宅の貸付け等を非課税とするとともに、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例制度(簡易課税制度)について適用限度額の引下げ及びいわゆるみなし仕入率の見直しを行うほか、限界控除制度の適用限度額を引き下げる等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費税法の一部を改正する法律案(小淵恵三君外二十六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、消費税について「税制問題等に関する両院合同協議会」において緊急に措置すべきであるとされた、いわゆる運用益問題、益税問題及び逆進性の問題に対応する申告・納付回数、簡易課税制度及び非課税範囲につき早急に所要の見直しを実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 運用益問題(中間申告・納付回数の見直し)
直前の課税期間(一年分の確定税額が五百万円を超える事業者については、中間申告・納付回数を年三回(現行一回)に改め、原則として当該確定税額の各四分の一ずつを申告・納付する。

2 益税問題(中小事業者向け諸措置の見直し)
(1) 簡易課税制度の見直し

については政令事項とする。

(2) 簡易課税の適用上限(現行五億円)を四億円に引き下げる。

(3) 限界控除制度の見直し
限界控除制度の適用上限(現行六千万円)を五千万円に引き下げる。

3 逆進性の問題(非課税範囲の見直し)
次のものを非課税とする。

(1) 住宅の貸付け(一時的に使用させる場合等を除く。)

(2) 学校その他一定の教育施設における教育に係る入学金、施設設備費等を対価とする役務の提供

(3) 一定の教科用図書等の譲渡

(4) 助産に係る資産の譲渡等

(5) 埋葬及び火葬に係る埋葬料及び火葬料を対価とする役務の提供

(6) 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等

(7) 第二種社会福祉事業等として行われる一定の資産の譲渡等

4 その他所要の規定の整備を行う。

5 経過措置
平成三年十月一日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高の計算に於いての特例措置その他所要の経過措置を設ける。

6 経過措置
平成三年十月一日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高の計算に於いての特例措置その他所要の経過措置を設ける。

二 議案の可決理由

消費税につき緊急に措置すべきであるとされ
た、いわゆる運用益問題、益税問題及び逆進性
の問題について所要の見直しを行おうとする本
案は、時宜に適するものと認め、可決すべきも
のと議決した次第である。

右報告する。

平成三年五月七日
大蔵委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国会法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成三年五月七日

提出者

議院運営委員長 森 喜朗

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を
次のように改正する。

第四十一条第二項第七号を次のように改める。

七 厚生委員会

第四十一条第二項中第十八号を第十九号とし、

第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、

第十一号の次に次の一号を加える。

十二 労働委員会

附則

この法律は、第百二十一回国会の召集の日から
施行する。

理 由

衆議院の社会労働委員会を厚生委員会と労働委

員会とに分ける必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
一三三円
税別
三三三円(含税)